

食のまち・八戸宣言イベント運営業務委託仕様書

1 事業名称

食のまち・八戸宣言イベント運営業務

2 事業目的

本業務は、市長による「食のまち・八戸」宣言及びブランドロゴ発表を実施するとともに、本市の食文化の魅力を「食べる」「学ぶ」「体験する」の視点から発信するイベントを実施し、「食のまち・八戸」の理念及び将来像を市内外へ広く発信することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

4 委託上限額

4,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 開催概要

5.1 開催日

令和8年8月8日（土曜日）

5.2 開催場所（詳細は市と協議の上決定）

八食センター

- 具体的な実施場所については、企画内容や運営方法等を踏まえ、市及び八食センターとの協議により決定するものとする。
- なお、現時点において想定している実施場所は次のとおりであるが、受託者は企画内容に応じて、屋内・屋外を問わず効果的な会場構成を提案すること。
- 雨天時は、八食センター内の屋内スペースを活用して実施するものとし、受託者は屋内実施への切替えを想定した会場レイアウト及び運営計画をあらかじめ作成すること。

【想定会場】

- 駐車場：宣言、ロゴ発表、飲食ブース
- 南広場：ゲストトーク
- その他：北広場、中広場、くりや広場、七厘村等についても使用可能

6 業務内容

受託者は次に掲げる業務を実施すること。

6.1 イベント全体企画及び運営

イベント全体の企画立案、進行管理、関係者調整及び運営の一切を行うこと。

6.2 食のまち・八戸宣言及びブランドロゴ発表

市長による宣言及びブランドロゴ発表は、本イベントの中心として位置付ける。受託者は、報道機関による取材及び写真・映像での記録を想定し、ステージ、背景パネル、ロゴ発表パネル（掲出のみ）、司会、音響、記録撮影を含めた進行・演出を行うものとする。

※ただし、ロゴ発表パネルについては、別途制作中である。

6.2.1 時間

11時30分～12時30分（予定）

6.2.2 内容（具体的な内容は、受託者提案に基づき市と協議のうえ決定）

- ・ 開会
- ・ 市長による「食のまち・八戸」宣言
- ・ ブランドロゴ発表＋ロゴ公開＋ロゴコンセプト紹介
- ・ ゲストトーク・市長との対談等
- ・ 市長退席

6.2.3 受託者業務

- ・ 会場設営
- ・ ステージ設営
- ・ 音響及び照明
- ・ 司会者手配（※）
- ・ 進行管理
- ・ 宣言前演出の企画及び実施
- ・ ロゴ発表演出
- ・ 記録撮影

※なお、司会者については、本イベントのコンセプト及び趣旨を理解し、宣言、ロゴ発表、ゲストトーク及び各企画を一体的なストーリーとして進行できる者を選定することとし、招聘に係る費用の一切は委託料に含むものとする。

6.2.4 企画提案事項

- ・ 宣言前演出
- ・ ロゴ発表演出

6.3 ゲストトーク企画

6.3.1 受託者業務

- ・ ゲスト候補について市と協議のうえ決定
- ・ 出演交渉
- ・ 謝礼及び交通費・宿泊費支払い
- ・ 進行台本作成

6.3.2 企画提案事項

- ・ ゲスト候補
- ・ トークテーマ

※ゲスト招聘に係る費用の一切は委託料に含むものとする。

6.4 飲食ブースの設置及び運営

市内飲食店、生産者、加工事業者、Uターン・Iターン店舗等による出店を行い、八戸の食の多様性や挑戦性を発信する。

6.4.1 時間（目安）

10時～16時（市と協議のうえ決定）

6.4.2 出店数

5店舗以上

6.4.3 受託者業務

- ・ 出店者選定（市と協議のうえ出店者を選定）
- ・ 出店交渉
- ・ ブース設営・電源等手配
- ・ 運営管理

※出店に係る費用の一切は委託料に含むものとする。出店者に費用負担を求める必要が発生した場合は、事前に市の承認を得ること。

6.4.4 企画提案事項

- ・ 出店候補店舗（3店舗まで）
- ・ 提供メニュー

※出店費用は委託料に含むものとする。

6.5 食文化体験企画

受託者は、「食のまち・八戸」宣言を記念し、来場者が八戸の食文化や食の魅力に触れることができる食文化体験企画（飲食提供）を実施するものとする。企画の実施にあたっては、単なる飲食提供に留まらず、八戸の食文化や地域の歴史、暮らしとの関わりを感じることができる内容とし、「食のまち・八戸」の理念や魅力を体感できる機会を創出するものとする。

なお、具体的な企画内容については、次の事項を踏まえ、受託者からの提案をもとに、市と協議のうえ決定する。

6.5.1 時間（目安）

12時～

6.5.2 企画条件

- ・ 「食のまち・八戸」宣言を記念する限定企画であること。
- ・ 八戸の食文化、郷土料理、横丁文化、朝市文化、水産文化等の要素を取り入れた「思い出の味」「八戸ならではの味」であること。
- ・ 想定来場者数を踏まえた提供計画を提案することとし、提供数量については、企画内容及び予算の範囲内で効果的な内容を提案すること。
- ・ 概ね300人を想定。
- ・ 参考値：八食センターにおける昨年の入込客数（1日あたり）
 - 令和7年8月2日（土曜日）11,183人
 - 令和7年8月9日（土曜日）15,093人

6.5.3 受託者業務

- ・ 市と協議の上、企画趣旨に合致する飲食店及び提供メニューを選定。
- ・ 選定した飲食店との連絡調整及び実施管理。
- ・ 受託者は、飲食店が実施した当該業務に要する経費について、委託料の範囲内で当該飲食店に支払う。
- ・ 飲食提供にあたっては、食品衛生法その他関係法令を遵守するとともに、必要に応じて保健所その他関係機関との協議及び届出等を行うこと。
- ・ 出店者が必要な営業許可等を有していることを確認するとともに、食品の適正な保管、調理及び提供方法について管理を行うこと。

6.5.4 企画提案事項

- ・ 参加店舗・提供メニュー
- ・ 演出方法

6.6 八食センター独自企画との連携

八食センターにおいて、八戸の食・食文化を多面的に体験できる独自企画を展開。

6.6.1 内容

八食センターが実施する独自企画との連携を行うこと。※企画主体は八食センター

6.6.2 受託者業務

- ・ 八食センターとの調整
 - ・ イベント全体の広報
 - ・ 会場案内、動線整理、当日の連携
- ※企画内容は現時点で未定である。

6.7 広報及び情報発信

市民及び市外来訪者、報道機関に向けて効果的な情報発信を行う。

- ・ 記録写真及び動画撮影
- ・ SNS 発信
- ・ 報道機関への情報提供
- ・ 紙媒体（ちらし、ポスター）による情報発信

6.8 イベント総合プロデュースのためのアドバイザー招聘

- ・ 受託者は、本イベントのコンセプトである「食のまち・八戸」の実現に向け、食分野に関する専門的知見を有するアドバイザーを招聘し、イベント全体の企画及び演出に関する助言を受けるものとする。
- ・ アドバイザーは、イベントコンセプト、会場演出、ゲストトーク、飲食企画、ノスタルジック・ガストロノミー企画その他イベント全体の統一感及び発信力向上に資する助言を行うものとする。
- ・ アドバイザーの選定については、市と協議の上決定するものとする。
- ・ なお、アドバイザーへの謝礼、旅費その他必要経費については、委託料に含むものとする。

7 役割分担

市	会場使用に関する八食センターとの基本調整、宣言内容、ロゴ制作に関する調整を行う。
受託者	会場レイアウト、進行台本、出店者との連絡、必要備品の手配、広報物制作、当日運営体制の構築を行うものとする。
八食センター	会場使用、独自企画、館内外の調整について市及び受託者と連携する。

8 成果品

- (1) 実施計画書
- (2) 進行台本
- (3) 会場レイアウト図
- (4) 映像データ（業務記録用、広報用として）
- (5) 写真データ（業務記録用、広報用として）
- (6) 業務報告書

9 成果品の権利関係

- (1) 本業務により作成された成果品（写真、映像、デザイン、資料その他本業務において作成された一切の成果物を含む。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果品について著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 市は、成果品の全部又は一部について、目的を問わず複製、編集、加工、掲載、上映、配信その他必要な利用を行うことができるものとする。
- (4) 市は、成果品を本事業の広報に限らず、今後実施する観光振興関連事業その他の行政目的において二次利用できるものとする。
- (5) 成果品に第三者の著作権その他権利が含まれる場合は、受託者の責任において必要な権利処理を行うこと。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。